

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見	「措置の内容」の見	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	提案主体	制度の所管・関係官庁
0830010	専修学校における多様なメディアの利用による課程の修了の可能化	専修学校設置基準第12条第2項	現行の法令では、多様なメディアを高度に利用した授業を、課程の修了に必要な総授業時間数の二分の一を超えない範囲で行うことができる。	B-1		本年3月に、協力者会議報告書「今後の専修学校教育の充実・振興について 報告」がとりまとめられ、eラーニング等の積極的活用のための方策も盛り込まれました。 具体的には、多様なメディアを高度に利用した授業(eラーニング等)について、現行制度では、総授業時間数の2分の1以内とされているが、これを超えて行なえるようにすること。 一定の範囲内で実習や対面授業を教育課程に取り入れる、との提言がされており、文部科学省においては、この提言を受け専修学校設置基準等の改正のための準備を進めているところです。	貴省回答によれば、「この提言を受け専修学校設置基準等の改正のための準備を進めているところ、とのこと(B-1回答)であるが、平成17年度中に措置されるものと解してよいか。		B-1		御質問のとおりです。文部科学省においては、協力者会議報告書を受けて、平成17年度中に専修学校設置基準において所要の措置を図る予定です。						10351010	専修学校の課程の修了において多様なメディアを利用した科目による履修がその修了に必要な総授業時間数のうち二分の一を超えないものとするという規定を緩和し、二分の一を超えるものであっても履修が可能となるように専修学校設置基準を見直す。これによって、職業に関する教育を受ける学習機会を増加させ、職業に必要な知識、技術の修得のための実践的な教育がより効果的に行われ、現在の専修学校においては職業教育履修者の増加、履修者にとっては、学習形態の時系列での学習機会が増加することになる。	学校法人タイケン学園	文部科学省	
0830020	パウチャー制度の実施	-	-	E		ご提案については、財政措置を伴うものであるため、特区制度にはなじまないものと考えます。なお、教育パウチャー制度は、諸外国の実施例も少なく、その評価は賛否両論様々であるとともに、問題点が多いと考えられることから、文部科学省としては、今後、その有効性や問題点の分析など様々な観点から、慎重に研究することとされているところです。	貴省回答によれば、「今後、その有効性や問題点の分析など様々な観点から、慎重に研究することとしている」とあるが、そのスケジュールについて示されたい。		E		教育パウチャー制度については、我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態把握、その意義・問題点の分析等様々な観点から、慎重に研究することとしており、平成17年度に研究・検討を開始し、平成18年度内に結論を得ることとしています。						12662010	教育パウチャー制度モデル事業	小中学生向けキャリア教育において、地域を開放してパウチャー制度を実施する。	ニュービジネス研究所、日本ニュービジネス協議会連合会	文部科学省
0830030	大学入学資格18歳の撤廃	高等学校卒業程度認定試験規則第8条第1項	高等学校卒業程度認定試験の合格者が18歳に達していないときは、18歳に達した日の翌日から認定試験合格者となる。	C		大学入学資格検定は、昭和26年に、経済的理由などにより高等学校に進学できなかった勤労青少年を対象に大学入学資格を付与することを目的に発定しましたが、近年は、高等学校中途退学者の受給が増えていることを踏まえ、様々な理由で高等学校という教育システムでは対応できない者へのセーフティネット(安全網)として十全に機能するように、昨年高等学校卒業程度認定試験へと制度改革を行いました。 ご提案の大学入学資格検定(現 高等学校卒業程度認定試験)の合格の年齢を弾力化する特区についての要望については、大学入学資格検定はあくまでも高等学校を卒業できなかった者を対象とした高等学校教育のバイパスであること、特区を実施するにあたっての前提となる地域の特性が想定されないこと、学校間の接続に関する事柄であるため、一部地域に限って一般と異なる規制手法を探ると制度本来の目的が損なわれてしまうこと以上により、特区においてご要望の実現を図ることは困難であると考えます。 また、本件は、高等学校教育及び大学などの高等教育への接続の問題として、生徒の全人格的成長や大学入学後における大学生活への円滑な適応等の点も勘案し、国民的な議論により中長期的な観点から検討されるべき事柄であるため、全国規模の規制改革のご要望としても、直ちに結論を得ることが困難な問題と考えます。例えば、大学への入学年齢については、平成9年度から飛び入学制度が導入され、一定の要件の下で17歳からの大学入学も可能となっているところですが、この取組についても、徐々に事例が増えつつあるものの、全国的な広がりを有する段階には未だ至っておらず、こうした観点からも、ご要望の内容について結論を得る素地が整っていないものと考えます。したがって、ご要望をそのまま実現することは困難と考えますが、ご提案の趣旨の実現に当たっては、大学への飛び入学に関する制度を活用することなども併せてご検討いただければと思います。	大学への飛び入学制度を活用すれば、大学検定資格に合格した場合、18歳に満たなくても17歳から大学への入学が認められると解してよいか。		C		御質問のとおりです。いわゆる飛び入学で大学を受験する者が高等学校卒業程度認定試験(大学入学資格検定)合格の証明を願いだしたときは、特別合格証明書を交付しています。						12571010	大学入学資格18歳の撤廃	大学検定資格を取得した場合、18歳に満たなくても大学への入学を認める。	日本ニュービジネス協議会連合会(社) 21世紀ニュービジネス協議会	文部科学省
0830040	教育委員の候補者に対する「個人市県民税・固定資産税・国民健康保険税の納税証明書等」の提出の義務づけ	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条	教育委員については、その要件として、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものとされている。また、破産者出復権を得ない者、禁錮以上の刑に処せられた者は委員になることができない。	D-1		教育委員について、その選任に際して議会に同意を求めるにあたっての提出書類については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律上に特段の規定はございませんが、職務の適性の判断に必要なかどうかや個人情報保護の重要性に十分留意すべきものと考えます。	市町村が、教育委員の選任に際して議会の同意を求めるにあたって、納税証明書等の提出を義務付けることは可能であると解してよいか。		D-1		御質問のとおり、納税証明書等の提出を義務付けることは可能です。						11221010	市長選挙における立候補者や助役・収入役・教育委員・公平委員・監査委員・固定資産評価委員・人権擁護委員・監査委員の候補者に「個人市県民税・固定資産税・国民健康保険税の納税証明書等」の提出を義務づける	華加市においては、市長選挙における立候補者には立候補の届出時に「個人市県民税・固定資産税・国民健康保険税の納税証明書等」の提出を義務づけるものとする。 また、助役・収入役・教育委員・公平委員・監査委員・固定資産評価委員・人権擁護委員・監査委員についても、市長から議会の同意を求める際に「個人市県民税・固定資産税・国民健康保険税の納税証明書等」の提出を義務づけるものとする。	埼玉県華加市	総務省 文部科学省 法務省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、内容の見	措置の内容の見	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類、内容の見	措置の内容の見	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	提案主体	制度の所管・関係官庁						
0830050	教育委員会の必置規定の廃止	地方自治法第138条の4、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条	地方公共団体においては、教育の政治的中立性等の確保の観点から、教育に関する事務を執行するために、選挙で選ばれる首長からは独立した合議制の執行機関として教育委員会を設置することとされている。	C		教育委員会の在り方については、教育基本法から要請される教育の中立性等の確保や多様な民意の反映の重要性を踏まえつつ、現在、中央教育審議会において検討を続けているところであり、提案の内容を特区において導入することは困難です。 なお、平成17年5月23日に出された中央教育審議会義務教育特別部会の審議経過報告では、教育委員会の在り方について審議の経過が報告されておりますので、こちらをご覧ください。 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/c_hukyo6/gijiroku/001/05052701/003.htm	貴省回答によれば、中央教育審議会義務教育特別部会の審議経過報告があったこととありますが、中教審としての正式な答申が出るのはいつか。	C		中央教育審議会は本年秋を目途に答申を出すこととしています。						11621020	教育委員会の必置規定の廃止	地方自治法で必置とされている教育委員会について、地域の実情に応じて廃止し、教育長の権限を強化する。このため、地方自治法第180条の5第1項第1号を「置くことができる。」と改正する。	埼玉県志木市	総務省 文部科学省							
0830060	教育に関する事務分担	地方自治法第138条の3、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、第24条	地方公共団体の執行機関の組織は、明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的に構成しなければならない。 地方公共団体においては、教育の政治的中立性等の確保の観点から、教育に関する事務は、選挙で選ばれる首長からは独立した合議制の執行機関である教育委員会が行うこととされている。	C		教育委員会の在り方については、教育基本法から要請される教育の中立性等の確保や多様な民意の反映の重要性を踏まえつつ、現在、中央教育審議会において検討を続けているところであり、提案の内容を特区において導入することは困難です。 なお、平成17年5月23日に出された中央教育審議会義務教育特別部会の審議経過報告では、文化(文化財保護を除く)・スポーツ、生涯学習支援に関する事務は、自治体の実情に応じ、首長が担当することができるよう検討することが必要との記述がございますので、こちらをご覧ください。 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/c_hukyo6/gijiroku/001/05052701/003.htm	貴省回答によれば、中央教育審議会義務教育特別部会の審議経過報告があったこととありますが、中教審としての正式な答申が出るのはいつか。	C		中央教育審議会は本年秋を目途に答申を出すこととしています。						11621050	教育に関する事務分担	地方教育行政の組織及び運営に関する法律で規定されている教育に関する事務を協議の上、長と分担する。このため、同法第23条中「ものを」の次に「長と協議の上分担し、それぞれを加える。」を加える。	埼玉県志木市	文部科学省							
0830070	普通地方公共団体の委員会又は委員に属する事務の一部を、協議により、長に委任	地方自治法第180条の7、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条	委員会及び委員は、その権限に関する事務の一部を、長の補助執行させ、専門委員に委託して調査させることができる。	C		教育委員会の在り方については、教育基本法から要請される教育の中立性等の確保や多様な民意の反映の重要性を踏まえつつ、現在、中央教育審議会において検討を続けているところであり、提案の内容を特区において導入することは困難です。 なお、平成17年5月23日に出された中央教育審議会義務教育特別部会の審議経過報告では、文化(文化財保護を除く)・スポーツ、生涯学習支援に関する事務は、自治体の実情に応じ、首長が担当することができるよう検討することが必要との記述がございますので、こちらをご覧ください。 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/c_hukyo6/gijiroku/001/05052701/003.htm	貴省回答によれば、中央教育審議会義務教育特別部会の審議経過報告では、文化(文化財保護を除く)・スポーツ、生涯学習支援に関する事務については、提案者の要望である長への事務委任が実現できると解してよい。	C		中央教育審議会は本年秋を目途に答申を出すこととしています。 なお、中央教育審議会義務教育特別部会の審議経過報告では、文化(文化財保護を除く)・スポーツ、生涯学習支援に関する事務は、首長が担当することができるよう検討することが必要との記述がなされているところ。							12351010	普通地方公共団体の委員会又は委員の権限に関する事務の一部を、協議により、長に委任できる特区	地方自治法第180条の7の規定を改正し、普通地方公共団体の委員会又は委員の権限に関する事務を、協議により、長に委任できるようにする。	岐阜県多治見市	総務省 文部科学省						
0830080	学校運営協議会の権限強化	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5第2項	1 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校(以下この条において「指定学校」という。)の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。 2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。 3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。 4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)において、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。 5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が児童指導員(第五十五条第一項、第五十八第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。第九項において同じ。)であるときは、市町村委員会を経由するものとする。	D-1		ご提案の趣旨については、学校運営協議会の設置や、委員の任命、カリキュラムの決定や教職員人事、それらに関する予算編成などの際に、教育委員会が校長や学校運営協議会の意向を十分踏まえることで実現可能なものであると考えます。 実際に、教職員の人事については、「指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。」とされているところであり、可能な限り意見を反映させることが法律上においても求められているところです。 なお、費市においては、平成19年4月からのコミュニティ・スクール実施を検討されているところと承知しておりますが、学校運営協議会制度が円滑かつ効果的に実施されるため、調査研究事業として、コミュニティ・スクール推進事業を実施しておりますので、よろしければ、そうした事業も活用いただきながら、具体的な問題点を教えて頂ければと思います。 また、教科書採択については、適切な教科書を選択するための専門的な観点からの十分な調査研究、公正な採択確保、教員の共同研修の円滑な実施、無償給与のための財政負担の軽減などの要請に応えるためには、学校単位ではなく(共同採択制度が必要と考えています)、学校単位の採択とすることについては、例えば、学校ごとに教員の人数や経験が様々であるため十分な調査研究ができないおそれがあること、多くの教員に調査研究の負担がかかる、外部からの様々な働きかけに直接対応することにも専念できないなどの影響が出てしまうこと、教科書に即した授業での具体的な指導方法等の研修は学校単位では限界があることなどの点から問題があると考えられます。 教科書採択に地域や保護者の意見を反映させることについては、現行でも採択地区の小規模化を図るとともに、採択の決定過程に保護者等を参画させることにより可能であり、文部科学省でもこれらの取組を促しているところですが、費市においても、まずは市単独での採択地区を設定するとともに、選定委員会に保護者を加えることなどのことを検討していただければと思います。	昨年10月から施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を適切に運用することにより、自治体が自らの責任において地域住民の意見を真摯に反映できると解してまいり、併せて、右の提案主体からの意見について回答されたい。	D-1		第4項については、述べられた意見を教育委員会や校長が十分に尊重して対応するなどの適切な運用により実効を上げることができるものと考えます。併せて、学校運営協議会の承認を必要とする学校運営に関する基本的な方針は、教育課程の編成のほか、地域や学校の実態等に応じて教育委員会規則で定めることとされており、当該自治体の教育委員会の判断により、幅広い事項を定めることも可能です。 また、第5項の教職員の任用については、任命権者である教育委員会は、学校運営協議会から教職員の任用に関する意見が出された場合には、これを尊重することが第6項において規定されており、できる限りその意見の内容を実現するよう努めることが求められるものと考えます。 このように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を適切に運用することにより、地域住民の意見を真摯に反映することは可能であると考えます。上記以外の事項についてはご提案であれば、具体的にどのような事項について、御相談いただければ存じます。 なお、教科書の選考過程に地域特性を考慮することについては、現行制度のもとでも、費市単独での採択地区を設定し、採択の決定過程に保護者等を参画させることにより、地域の実情に応じた教科書を選択することが可能と考えます。文部科学省においても採択地区の適正規模化については、市町村教育委員会の意向等を的確に踏まえ、採択地区がより適切なものとなるよう都道府県教育委員会に対し、不断の見直しを求めるとともに、採択過程における保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に向けて、採択地区に設けられる選定委員会等への保護者の参画を一層促進することを求めています。費市におかれましても、まずは、市単独での採択地区の設定や、選定委員会に保護者を加えることなどのことをご検討いただければと思います。		学校運営協議会に付与された権限については、学校運営に関し、教育課程の編成その他教育委員会が定める事項について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第3項において「学校運営協議会の承認を得なければならない」と明確にされているが、それ以外に関しては、「意見を述べることができる。」(同第4項及び第5項)のみにとどまり、権限と呼べるものではない。 本市では、学校は地域全体の財産であると考えており(これは学校の所有権を市または教育委員会のどちらが有しているかという問題ではない)、学校運営に地域住民が参加することで地域教育を進めたいと考えている。 単に学校運営に関するところであれば、貴省の回答にあるとおり協議会の意見が実質的に反映されれば充分であるのかもしれないが(それですら最終的には教育委員会の意向が優先されることとなり、本市としては不十分であると考えています)、学校運営を通じて地域教育を行おうとする場合には、住民に自覚を促すための、権限とそれに伴う責任が必要であると考えます。 そのためには協議会の委員は単に意見を述べるのみにとどまらず、責任に応じた権限を持たせるために、第4項、第5項についても、第3項と同様に協議会の権限として、協議会の意見に対して効力を持たせる(第4項)、あるいは承認を必要とする(第5項)よう明記することが重要であり、これを求めるものである。											12321010	学校運営協議会の権限強化	学校運営協議会の権限については、その影響力、効果はきわめて小さいと言わざるを得ない。 教育委員会が有する学校運営の権限の一部を学校運営協議会の権限を強化し、諮問機関ではあるが地域の声をより一層反映させ、地域の自由な発想により学校を運営し、本市に将来も住み続けたいという人材育成つまり市民教育を目指す。	岐阜県多治見市	文部科学省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見	「措置の内容」の見	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見	「措置の内容」の見	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	提案主体	制度の所管・関係官庁
0830090	学校運営協議会委員任命についての市長の関与	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条第5第2項	学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。	D-1		学校運営協議会は、学校運営及び任命権者の任命権の行使の手続きに關する一定の権限が付与される機関であるため、委員については、管理者である教育委員会の責任において、人選が行われ、その身分上の取扱い等についても明確にした形で任命されることが必要です。また、教育基本法から要請される教育の政治的中立の確保のためにも、学校運営協議会の委員の任命権は教育委員会にあり、この権限を制限することは困難です。 ご提案の趣旨については、学校運営協議会の委員任命の際に教育委員会が首長の意向も十分に踏まえることで実現可能なものであると考えます。 なお、貴市においては、平成19年4月からのコミュニティ・スクール実施を検討されていることと承知しておりますが、学校運営協議会制度が円滑かつ効果的に実施されるため、調査研究事業として、コミュニティ・スクール推進事業を実施しておりますので、よろしければ、そうした事業も活用いただきながら、具体的な問題点を教えて頂ければと思います。	昨年10月から施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を適切に運用することにより、自治体から自らの責任において地域住民の意見を實質的に反映できると解して良いか、併せて、右の提案主体からの意見について回答されたい。 なお、提案主体の意向によれば、「地域の意向を十分に反映されているものでなければならず」とのことであり、教育委員会による任命が必要であるとのことである。また、協議会は指定学校の運営方針に対し承認を与える権限を有しているため、委員の任命を教育委員会のみで行うことは不適当であると思われる。その点からも市長の承認が必要であると考えるところである。	D-1		右の提案主体からの意見について回答された。	本市の提案は、委員の任命に際し市長の承認を必要とするものであり、市長への任命権限の付与を求めているものではない。本市においては、学校は地域全体の財産であると考えられており、これは学校の所有権を市または教育委員会のどちらが有しているかという問題ではない。地域住民が学校運営に関わることで地域教育を進めたいと考えている。このため委員には地域住民の参加は当然必要であると考えられており、また委員会の構成は、地域の意向を十分に反映しているものでなければならず、教育委員会の委員が、議会の同意を経て首長に任命されていくべきである。また、教育委員会の委員は、議会の同意を得て首長が任命するものであり、その選任において市民の意向が反映される仕組みとなっており、全般的な権限を持つものであり、以上のことから、学校運営協議会の委員の任命を教育委員会のみで行うことには問題はないと考えます。	本市の提案は、委員の任命に際し市長の承認を必要とするものであり、市長への任命権限の付与を求めているものではないが、本市においては、学校は地域全体の財産であると考えられており、これは学校の所有権を市または教育委員会のどちらが有しているかという問題ではない。地域住民が学校運営に関わることで地域教育を進めたいと考えている。このため委員には地域住民の参加は当然必要であると考えられており、また委員会の構成は、地域の意向を十分に反映しているものでなければならず、教育委員会の委員が、議会の同意を経て首長に任命されていくべきである。また、教育委員会の委員は、議会の同意を得て首長が任命するものであり、その選任において市民の意向が反映される仕組みとなっており、全般的な権限を持つものであり、以上のことから、学校運営協議会の委員の任命を教育委員会のみで行うことには問題はないと考えます。	D-1		学校運営協議会の委員については、法律において地域住民、保護者については必要のメンバーとして位置づけられております。 また、学校運営協議会の委員の任命の手続きは教育委員会の規則で定められており、県が関与することはありません。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律を適切に運用することにより、市長が承認権を持たなくても、地域住民の意見を反映した委員の任命ができるものと考えております。	12321020	学校運営協議会委員任命についての市長の関与	学校運営協議会は指定学校の運営方針に対し承認を与える等の権限を有しているため、この協議会委員の任命権限を教育委員会が有しているのは不適当であると思われる。また、学校は地域の財産であり、教育に関する住民の関心は高く、委員の任命について市長の関与は不可欠である。学校運営協議会の委員の任命に際して市長の承認を得るものとする。	岐阜県多治見市	文部科学省	
0830100	小・中学校における公設民営方式の容認	構造改革特別区域法第20条	地方公共団体と民間主体が、連携・協力して公私協力学校を設置する学校法人を設立し、地方公共団体が、財政面での支援を行うとともに、当該学校の設置運営に關し、一定の関与を行う。	C		公私協力学校制度は本年10月から施行される予定ですが、この制度は、私立学校において地方公共団体と民間とが連携・協力して民間のノウハウを生かしつつ、地域のニーズを反映した特色ある教育を実施しようとする新しい制度であり、まずは、幼稚園と高等学校を対象に、試行的な取組を進め、その成果を十分に検証することが必要です。 義務教育段階については、地方公共団体に学校の設置義務が課されておらず、授業料等の徴収も可能である幼稚園、高等学校と異なり、市町村等に公立学校の設置を義務付けていることとの関係等、義務教育制度に係る行財政制度全般との関係について十分に慎重な議論が必要と考えています。したがって、現段階で、小学校、中学校を対象を拡大することは困難です。	貴省回答によれば、「その成果を十分に検証することが必要」とあるが、十分な成果が検証された場合には小学校・中学校にも公私協力学校を認める方向で検討するものと解してよい。併せて、右の提案主体からの意見について回答されたい。 なお、現段階では、公私協力学校による公設民営は高校と幼稚園のみであるが、現行においても公と私とが協力的な形式での小中学校はできないのか回答されたい。 また、それが可能である場合には、私学助成を当該学校に対して支出することは可能か。	C		本年10月より施行される公私協力学校法人制度は、幼稚園と高等学校を対象とした新しい制度であり、公私協力学校を義務教育段階に拡大することについては、その成果等を十分に検討するとともに、市町村等に公立学校の設置を義務付けていることとの関係、義務教育制度に係る行財政制度全般との関係について慎重な議論が必要と考えています。措置の分類をCとしたのは、公私協力学校法人制度を義務教育段階に拡大するためには、先に述べたような慎重な検討が必要であるからです。 なお、資産要件審査の特例等の適用を受ける特区法上の「協力学校法人」とは別に、通常の学校法人を地方公共団体の協力(校地校舎の提供など)を得て、設立することは現行法制度上も可能となります。このような従来型のいわゆる「公私協力方式」の学校設置は、小・中学校についても行われており、また当該方式により設置された私立学校は、各都道府県の判断により、私学助成の対象となっているところである。	11861010	「NPO法人」等に公立学校の運営を委託することができる。	「学校教育法 第五条」における学校設置者による学校の管理を、地方公共団体の長が適合すると認められたNPO法人に管理の委託を可能にする。	特定非営利活動法人 IWC 国際市民の会(旧特定非営利活動法人 IWC 国際市民の会)	文部科学省						
0830100	小・中学校における公設民営方式の容認	構造改革特別区域法第20条	地方公共団体と民間主体が、連携・協力して公私協力学校を設置する学校法人を設立し、地方公共団体が、財政面での支援を行うとともに、当該学校の設置運営に關し、一定の関与を行う。本制度は、幼稚園と高等学校を対象とする。	C		公私協力学校制度は本年10月から施行される予定ですが、この制度は、私立学校において地方公共団体と民間とが連携・協力して民間のノウハウを生かしつつ、地域のニーズを反映した特色ある教育を実施しようとする新しい制度であり、まずは、幼稚園と高等学校を対象に、試行的な取組を進め、その成果を十分に検証することが必要です。 義務教育段階については、地方公共団体に学校の設置義務が課されておらず、授業料等の徴収も可能である幼稚園、高等学校と異なり、市町村等に公立学校の設置を義務付けていることとの関係等、義務教育制度に係る行財政制度全般との関係について十分に慎重な議論が必要と考えています。したがって、現段階で、小学校、中学校を対象を拡大することは困難です。	貴省回答によれば、「その成果を十分に検証することが必要」とあるが、十分な成果が検証された場合には小学校・中学校にも公私協力学校を認める方向で検討するものと解してよい。併せて、右の提案主体からの意見について回答されたい。 なお、現段階では、公私協力学校による公設民営は高校と幼稚園のみであるが、現行においても公と私とが協力的な形式での小中学校はできないのか回答されたい。 また、それが可能である場合には、私学助成を当該学校に対して支出することは可能か。	C		本年10月より施行される公私協力学校法人制度は、幼稚園と高等学校を対象とした新しい制度であり、公私協力学校を義務教育段階に拡大することについては、その成果等を十分に検討するとともに、市町村等に公立学校の設置を義務付けていることとの関係、義務教育制度に係る行財政制度全般との関係について慎重な議論が必要と考えています。措置の分類をCとしたのは、公私協力学校法人制度を義務教育段階に拡大するためには、先に述べたような慎重な検討が必要であるからです。 なお、資産要件審査の特例等の適用を受ける特区法上の「協力学校法人」とは別に、通常の学校法人を地方公共団体の協力(校地校舎の提供など)を得て、設立することは現行法制度上も可能となります。このような従来型のいわゆる「公私協力方式」の学校設置は、小・中学校についても行われており、また当該方式により設置された私立学校は、各都道府県の判断により、私学助成の対象となっているところである。	11862010	小・中学校における公設民営方式の容認	「設置者が責任を持って、その設置する学校を管理することが設置者の責任であり、そのことによって、公共性、安定性を確保しているが、設置者が自治体、学校法人、株式会社、NPO法人と単体でない場合が考えられる。いわゆる「公設民営」方式とは、特区への申請権を特に自治体が、学校法人、株式会社、NPO法人と共同して学校を開設し、後者が管理・運営を行う新方式である。幼稚園と高等学校に認められたが、小・中学校に認めてもらうべきである。	特定非営利活動法人 IWC 国際市民の会(旧特定非営利活動法人 IWC 国際市民の会)	文部科学省						
0830100	小・中学校における公設民営方式の容認	構造改革特別区域法第20条	地方公共団体と民間主体が、連携・協力して公私協力学校を設置する学校法人を設立し、地方公共団体が、財政面での支援を行うとともに、当該学校の設置運営に關し、一定の関与を行う。本制度は、幼稚園と高等学校を対象とする。	C		公私協力学校制度は本年10月から施行される予定ですが、この制度は、私立学校において地方公共団体と民間とが連携・協力して民間のノウハウを生かしつつ、地域のニーズを反映した特色ある教育を実施しようとする新しい制度であり、まずは、幼稚園と高等学校を対象に、試行的な取組を進め、その成果を十分に検証することが必要です。 義務教育段階については、地方公共団体に学校の設置義務が課されておらず、授業料等の徴収も可能である幼稚園、高等学校と異なり、市町村等に公立学校の設置を義務付けていることとの関係等、義務教育制度に係る行財政制度全般との関係について十分に慎重な議論が必要と考えています。したがって、現段階で、小学校、中学校を対象を拡大することは困難です。	貴省回答によれば、「その成果を十分に検証することが必要」とあるが、十分な成果が検証された場合には小学校・中学校にも公私協力学校を認める方向で検討するものと解してよい。併せて、右の提案主体からの意見について回答されたい。 なお、現段階では、公私協力学校による公設民営は高校と幼稚園のみであるが、現行においても公と私とが協力的な形式での小中学校はできないのか回答されたい。 また、それが可能である場合には、私学助成を当該学校に対して支出することは可能か。	C		本年10月より施行される公私協力学校法人制度は、幼稚園と高等学校を対象とした新しい制度であり、公私協力学校を義務教育段階に拡大することについては、その成果等を十分に検討するとともに、市町村等に公立学校の設置を義務付けていることとの関係、義務教育制度に係る行財政制度全般との関係について慎重な議論が必要と考えています。措置の分類をCとしたのは、公私協力学校法人制度を義務教育段階に拡大するためには、先に述べたような慎重な検討が必要であるからです。 なお、資産要件審査の特例等の適用を受ける特区法上の「協力学校法人」とは別に、通常の学校法人を地方公共団体の協力(校地校舎の提供など)を得て、設立することは現行法制度上も可能となります。このような従来型のいわゆる「公私協力方式」の学校設置は、小・中学校についても行われており、また当該方式により設置された私立学校は、各都道府県の判断により、私学助成の対象となっているところである。	11931010	小学校・中学校の公設民営	小学校・中学校においても公設民営での学校運営を認定します。	株式会社 ノブア	文部科学省						

管理コード	規制の特例事項名	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、内容の見	措置の内容の見	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類、内容の見	措置の内容の見	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	提案主体	制度の所管・関係官庁
0830110	公立小中一貫校の設置	学校教育法第19条、第37条	小学校の就学年限は6年とする。中学校の就学年限は3年とする。	D-2		ご提案の趣旨である、学区区分にとわれない教育課程の柔軟な対応については、「構造改革特区研究開発学校制度」の活用によって実現可能ですが、前回第6次提案募集の際に、同制度を活用しても実現できない事項があれば、それをご教示いただけるようお願いしたところですが、今回の提案理由としてお示しいただいた事項についても同制度の活用により実現することが可能と考えております。	提案者の提案理由によれば、この効果があることであるが、これらについては80%の構改革特区区域研究開発学校設置事業の特例を活用することにより実現できることと回答された。併せて、右の提案主体の意見について回答された。	本区の提案する新たな学校制度創設による小中一貫教育の実施は、学校教育法に基づく中等教育学校、中高一貫校のように、義務教育9年間を、一つの教育理念に基づいて、一人の校長のもと、一元的教育体制で行うことを想定しているものです。「構造改革特区研究開発学校制度」の中で、一つの学校としての教員配置・学校運営が可能となるかご教示願います。	D-2		提案理由のなかで目指しておられる効果については、現行制度上若しくは「構造改革特区研究開発学校制度」の活用により実現可能と考えます。		提案理由のなかで目指しておられる効果については、現行制度上若しくは「構造改革特区研究開発学校制度」の活用により実現可能と考えます。			各府省庁からの再々検討要請に対する回答	12421010	公立小中一貫校の設置	現在の学校教育法第1条では小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園を学校としていますが、新たに小中一貫校を「(仮称)初等中等学校」として設置する。	東京都杉並区	文部科学省
0830120	公立小中学校の地方独立行政法人による管理運営の容認	教育基本法第6条、学校教育法第2条、第5条、地方独立行政法人法第21条	国、地方公共団体、学校法人以外の者は学校を設置できない(特区における株式会社、NPO法人を除く)。学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。	C		ご提案の公立学校の管理運営委託や、公立学校を地方独立行政法人の対象とすることについては、地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理のほか、教職員の身分取扱い、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための諸制度への適合性などについて、詳細かつ慎重な検討が必要です。また、義務教育に関しては、現在中央教育審議会において、その改革が論議されており、この審議を踏まえて更に検討を進めてまいります。	貴省の回答では「義務教育に関しては、現在中央教育審議会において、その改革が論議されており、この審議を踏まえて更に検討を進めてまいります」とあり、その改革が論議されており、この審議を踏まえて更に検討を進めてまいります。と、貴省の検討は、公設民営でなく地方独立行政法人立の学校についての検討のように受け取れますが、区が学校を設置し、運営を委託する観点から検討を願います。	地方独立行政法人は、地方独立行政法人法第21条において規定される業務のうち、定款で定められ、確実に実施されることが必要な事務事業を担う法人であると承知しています。ご提案のように、自らの独自の業務を有さず、委託により業務が与えられるという形態は、地方独立行政法人制度上予定されていないものであり、ご提案の趣旨を実現するためには、地方独立行政法人自身が学校を設置管理することが必然であると考え、前回の回答をさせていただきますところですが、 なお、現在中央教育審議会においては、義務教育の在り方について議論が行われているところであり、本年秋を目途に答申がまとめられる予定ですので、この答申も踏まえ、検討を行いたいと考えております。					各府省庁からの再々検討要請に対する回答	12421020	学校設置者以外の学校の管理・運営の容認	小中一貫校を、設置者でない地方独立行政法人が管理運営する。	東京都杉並区	文部科学省			
0830120	公立小中学校の地方独立行政法人による管理運営の容認	教育基本法第6条、学校教育法第2条、第5条、地方独立行政法人法第21条	国、地方公共団体、学校法人以外の者は学校を設置できない(特区における株式会社、NPO法人を除く)。学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。	C		ご提案の公立学校の管理運営委託や、公立学校を地方独立行政法人の対象とすることについては、地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理のほか、教職員の身分取扱い、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための諸制度への適合性などについて、詳細かつ慎重な検討が必要です。また、義務教育に関しては、現在中央教育審議会において、その改革が論議されており、この審議を踏まえて更に検討を進めてまいります。	貴省の回答では「義務教育に関しては、現在中央教育審議会において、その改革が論議されており、この審議を踏まえて更に検討を進めてまいります」とあり、その改革が論議されており、この審議を踏まえて更に検討を進めてまいります。と、貴省の検討は、公設民営でなく地方独立行政法人立の学校についての検討のように受け取れますが、区が学校を設置し、運営を委託する観点から検討を願います。	地方独立行政法人は、地方独立行政法人法第21条において規定される業務のうち、定款で定められ、確実に実施されることが必要な事務事業を担う法人であると承知しています。ご提案のように、自らの独自の業務を有さず、委託により業務が与えられるという形態は、地方独立行政法人制度上予定されていないものであり、ご提案の趣旨を実現するためには、地方独立行政法人自身が学校を設置管理することが必然であると考え、前回の回答をさせていただきますところですが、 なお、現在中央教育審議会においては、義務教育の在り方について議論が行われているところであり、本年秋を目途に答申がまとめられる予定ですので、この答申も踏まえ、検討を行いたいと考えております。						各府省庁からの再々検討要請に対する回答	12421030	公立小中学校を地方独立行政法人に管理委託する	地方独立行政法人法に定める地方独立行政法人の業務の範囲に小中一貫校の管理委託を加える。	東京都杉並区	文部科学省 総務省		
0830130	公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人に委託する	教育基本法第6条、学校教育法第2条、第5条、地方独立行政法人法第21条	国、地方公共団体、学校法人以外の者は学校を設置できない(特区における株式会社、NPO法人を除く)。学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。	C		ご提案の公立学校の管理運営委託や、公立学校を地方独立行政法人の対象とすることについては、地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理のほか、教職員の身分取扱い、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための諸制度への適合性などについて、詳細かつ慎重な検討が必要です。また、義務教育に関しては、現在中央教育審議会において、その改革が論議されており、この審議を踏まえて更に検討を進めてまいります。	貴省の回答では「義務教育に関しては、現在中央教育審議会において、その改革が論議されており、この審議を踏まえて更に検討を進めてまいります」とあり、その改革が論議されており、この審議を踏まえて更に検討を進めてまいります。と、貴省の検討は、公設民営でなく地方独立行政法人立の学校についての検討のように受け取れますが、区が学校を設置し、運営を委託する観点から検討を願います。	地方独立行政法人は、地方独立行政法人法第21条において規定される業務のうち、定款で定められ、確実に実施されることが必要な事務事業を担う法人であると承知しています。ご提案のように、自らの独自の業務を有さず、委託により業務が与えられるという形態は、地方独立行政法人制度上予定されていないものであり、ご提案の趣旨を実現するためには、地方独立行政法人自身が学校を設置管理することが必然であると考え、前回の回答をさせていただきますところですが、 なお、現在中央教育審議会においては、義務教育の在り方について議論が行われているところであり、本年秋を目途に答申がまとめられる予定ですので、この答申も踏まえ、検討を行いたいと考えております。						各府省庁からの再々検討要請に対する回答	12421040	公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命及び中期目標に教育委員会が関与する	小中一貫校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命及び中期目標に、設立団体の教育委員会が関与できるようにする。	東京都杉並区	文部科学省 総務省		
0830140	地方独立行政法人に委託する学級編制及び教職員定数の緩和	教育基本法第6条、学校教育法第2条、第5条、地方独立行政法人法第21条	国、地方公共団体、学校法人以外の者は学校を設置できない(特区における株式会社、NPO法人を除く)。学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。	C		ご提案の公立学校の管理運営委託や、公立学校を地方独立行政法人の対象とすることについては、地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理のほか、教職員の身分取扱い、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための諸制度への適合性などについて、詳細かつ慎重な検討が必要です。また、公立学校の学級編制や教職員定数など義務教育制度の在り方については、現在中央教育審議会において、その改革が論議されており、この審議を踏まえて更に検討を進めてまいります。	貴省の回答では「義務教育に関しては、現在中央教育審議会において、その改革が論議されており、この審議を踏まえて更に検討を進めてまいります」とあり、その改革が論議されており、この審議を踏まえて更に検討を進めてまいります。と、貴省の検討は、公設民営でなく地方独立行政法人立の学校についての検討のように受け取れますが、区が学校を設置し、運営を委託する観点から検討を願います。	中央教育審議会義務教育特別部会の検討、第8次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の中では、学級編制の弾力化が検討されていると聞いております。構造改革特区を活用して弾力化を認めるという観点から検討願います。	C						各府省庁からの再々検討要請に対する回答	12421050	学級編制及び教職員定数標準の緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に定める学級編制の児童数及び教職員定数の標準を緩和し、同法に定める学級編制に満たない学校であっても、同法に定める標準に該当することみなして、教職員を配置する。	東京都杉並区	文部科学省	

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、内容の見	措置の内容の見	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類、内容の見	措置の内容の見	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	提案主体	制度の所管・関係官庁			
0830150	地方独立行政法人に委託した小中学校における児童生徒の課外活動費負担教職員(校長を含む)の任命権を区教育委員会に付与	教育基本法第6条、学校教育法第2条、第5条、地方独立行政法人法第21条	国、地方公共団体、学校法人以外の者は学校を設置できない(特区における株式会社、NPO法人を除く)。学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。	C		ご提案の公立学校の管理運営委託や、公立学校を地方独立行政法人の対象とすることについては、地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理のほか、教職員の身分取扱い、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための諸制度への適合性などについて、詳細かつ慎重な検討が必要です。また、義務教育に関しては、現在中央教育審議会において、その改革が論議されており、この審議を踏まえて、更なる検討を進めてまいります。	貴省の回答では「義務教育に関しては、現在中央教育審議会において、その改革が論議されており、この審議を踏まえて更なる検討を進めてまいります」と併せて、右の提案主体の意見について回答されたい。		C	義務教育制度の在り方については、今年秋までに中央教育審議会において結論を得ることとされており、現在、精力的に審議が行われています。ご指摘の児童負担教職員の任命権の移譲については、現在、中央教育審議会において市町村への人事権移譲とそれの際の給与負担の在り方について審議がなされているところであり、その結果を踏まえた上で検討する必要があると考えております。						12421060	児童負担教職員(校長を含む)の任命権を区教育委員会に付与	校長をはじめとする児童負担教職員の任命権を市区町村教育委員会に付与する。	東京都杉並区	文部科学省				
0830160	地方独立行政法人に委託した小中学校の公立小中学校の休業日の変更	学校教育法第47条、55条	公立小中学校の休業日 1国民の祝日に関する法律に規定する日 2日曜日及び土曜日 3学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める日	C		学校週五日制の趣旨は、学校、家庭、地域がそれぞれの特徴を發揮しながら、協力して社会全体で子どもを育てていこうとするものです。これにより、子どもの学びを支える社会体験、自然体験などの多様な体験の機会を拡大をねらいとしており、平成4年の月1回の実施以来10年間以上かけて着実に進めてきたものです。現在では、社会全体のシステムの一部であり、国際的にも共通の流れと言えます。このような、学校週5日制の趣旨及び導入までの経緯、現在の状況等を踏まえれば、土・日曜日を休業日とする規定について特例を設けることは、社会全体で子どもを育てようという取り組みや努力を否定するものになりかねず、適当ではありません。しかしながら、それぞれの自治体において、学校・家庭・地域社会が連携しながら、土・日曜日や平日の放課後に児童生徒の多様な学習機会を提供することは、積極的に取り組むべきです。この中には、例えは、いわゆる基礎学力の定着を図る活動も含まれます。現在でも、土曜日等の休業日に、教職員が参加して希望する児童生徒の多様な学習機会を提供することは、多くの学校において取り組まれているところです。貴区におかれましても、学校週5日制の趣旨をご理解いただき、児童生徒が多様な体験の機会を得られるよう、積極的な取り組みを実施していただきますようお願いいたします。	右の提案主体の意見について回答されたい。	C	前回と同様の回答になりますが、学校週5日制は社会システムの一部であり、地域によって異なる制度とすることは適当ではないと考えております。改めて学校週5日制の趣旨や導入までの経緯、各地域での取り組みや努力をご理解いただき、我が国の学校教育あるいは社会全体の在り方としてお考えいただけますようお願いいたします。								12421090	公立小中学校の休業日の変更	公立学校における休業日を変更し、月曜日から土曜日まで授業を行う。	東京都杉並区	文部科学省			
0830170	地方独立行政法人に委託した小中学校における区教育委員会任命教職員の課外活動費負担教職員人件費相当額の担保	教育基本法第6条、学校教育法第2条、第5条、地方独立行政法人法第21条	国、地方公共団体、学校法人以外の者は学校を設置できない(特区における株式会社、NPO法人を除く)。学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。	C		ご提案の公立学校の管理運営委託や、公立学校を地方独立行政法人の対象とすることについては、地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理のほか、教職員の身分取扱い、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための諸制度への適合性などについて、詳細かつ慎重な検討が必要です。また、公立学校の教職員の任用・給与負担などの義務教育制度の在り方については、現在中央教育審議会において、その改革が論議されており、この審議を踏まえて更なる検討を進めてまいります。	貴省の回答では「義務教育に関しては、現在中央教育審議会において、その改革が論議されており、この審議を踏まえて更なる検討を進めてまいります」と併せて、右の提案主体の意見について回答されたい。	C	地方独立行政法人は、地方独立行政法人法第21条において規定される業務のうち、定款で定められ、確実に実施されることが必要な事務事業を担う法人であると承知いたします。ご提案のように、自らの独自の業務を有せず、委託により業務が与えられるという形態は、地方独立行政法人制度上予定されていないものであり、ご提案の趣旨を実現するためには、地方独立行政法人自身が学校を設置管理することが必要であると考え、前回のよう回答をさせていただいたところです。なお、義務教育制度の在り方については、今年秋までに中央教育審議会において結論を得ることとされており、現在精力的に審議が行われています。この中で、教職員の人事権については、市町村に移譲する方向で見直すことが適当であるとし、当面は全ての中核市に移譲し、その状況を踏まえつつ、他の市町村への人事権移譲を検討することが適当であるとしています。また、移譲する場合には給与負担についても併せて市町村に移譲すべきの意見も出されたところであり、今後、義務教育に係る費用負担の在り方について議論する中で検討が行われることとなります。いづれにしても、今年秋の中央教育審議会の結論を踏まえて公立学校の教職員の任用・給与負担に係る制度の改革を検討してまいります。								12421070	区教育委員会任命教職員の課外活動費負担相当額の担保	区が任命権をもつ児童負担教職員の給与は区が負担する。	東京都杉並区	文部科学省			
0830180	地方独立行政法人に委託した小中学校における課外活動費負担教職員への超過勤務手当及び旅費の市区町村からの支給	教育基本法第6条、学校教育法第2条、第5条、地方独立行政法人法第21条	国、地方公共団体、学校法人以外の者は学校を設置できない(特区における株式会社、NPO法人を除く)。学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。	C		ご提案の公立学校の管理運営委託や、公立学校を地方独立行政法人の対象とすることについては、地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理のほか、教職員の身分取扱い、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための諸制度への適合性などについて、詳細かつ慎重な検討が必要です。また、公立学校の教職員の任用・給与負担などの義務教育制度の在り方については、現在中央教育審議会において、その改革が論議されており、この審議を踏まえて更なる検討を進めてまいります。	貴省の回答では「義務教育に関しては、現在中央教育審議会において、その改革が論議されており、この審議を踏まえて更なる検討を進めてまいります」と併せて、右の提案主体の意見について回答されたい。	C	地方独立行政法人は、地方独立行政法人法第21条において規定される業務のうち、定款で定められ、確実に実施されることが必要な事務事業を担う法人であると承知いたします。ご提案のように、自らの独自の業務を有せず、委託により業務が与えられるという形態は、地方独立行政法人制度上予定されていないものであり、ご提案の趣旨を実現するためには、地方独立行政法人自身が学校を設置管理することが必要であると考え、前回のよう回答をさせていただいたところです。なお、義務教育制度の在り方については、今年秋までに中央教育審議会において結論を得ることとされており、現在精力的に審議が行われています。この中で、教職員の人事権については、市町村に移譲する方向で見直すことが適当であるとし、当面は全ての中核市に移譲し、その状況を踏まえつつ、他の市町村への人事権移譲を検討することが適当であるとしています。また、移譲する場合には給与負担についても併せて市町村に移譲すべきの意見も出されたところであり、今後、義務教育に係る費用負担の在り方について議論する中で検討が行われることとなります。いづれにしても、今年秋の中央教育審議会の結論を踏まえて公立学校の教職員の任用・給与負担に係る制度の改革を検討してまいります。											12421080	児童負担教職員への超過勤務手当及び旅費の市区町村からの支給	児童負担教職員の旅費及び超過勤務手当の市区町村による負担	東京都杉並区	文部科学省
0830190	義務教育を9ヵ年とする特例	教育基本法第4条、学校教育法第19条、同第27条、同第37条	国民は、その保護する子女に、9年の普通教育を受けさせる義務を負う。小学校の就学年限は6年とする。中学校の就学年限は3年とする。	D-2		今回いただきましたご提案の根幹となる「時間的ゆとりの中で確かな学力と豊かな人間性を養う」との理念については当然としても賛同するところであり、こうしたお考えに至った貴府の公教育に対する真摯なご検討に心より敬意を表します。ご提案の要請事項は義務教育年限を10年に延長することですが、義務教育は、国民全員が社会的に個人として尊重され、文化的な生活を送ることができるようにするとともに、我が国の国家、社会を形成する人材を育成するために、国が全ての国民に対して等しく教育を受ける権利を保障し、また、国民個人個人が自らの子女に教育を受けさせる義務を負うこととしている公的な性格を持った仕組みです。したがって、そのような義務教育の期間は、全国すべての国民に共通であることに意義があり、一部地域のみの特別の取扱いを認める特区制度を適用することはその性質上馴染むものではなく、また、地域の特性に応じた地域的な要件も考えにくいこと、地域間移動の場合の取扱いの問題などから、ご提案をそのまま実現することは困難と言わざるを得ません。しかしながら、ご提案本来の趣旨の達成については、規制の特例措置(構造改革特区)域内開学学校設置事業を活用して、幼稚園から中学校までを一体と捉えたカリキュラムを編成することで実現が可能と考えられますので、貴府のご検討を現実のものとするためには、具体的な計画について文部科学省までご相談いただければと存じます。ご連絡をお待ちしております。														10581010	義務教育10ヵ年教育特区	義務教育を9ヵ年から10ヵ年とする特例	21世紀東通村教育デザイン検討委員会	文部科学省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、内容、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類、内容、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	提案主体	制度の所管・関係官庁
0830200	学校教育の音楽の授業におけるPCM及びSPAで作成した音楽の活用	-	-	D-1	-	貴重な御提案をありがとうございます。現在、学校教育の音楽の授業においては、コンピューターや教育機器などの活用を工夫することになっており、特に御提案のような内容の音楽を活用することについて、国として何ら規制をしているものではないと考えています。ぜひ、学校と連携していただき、特色ある教育を展開していただければと考えております。											12052010	学校教育の音楽の授業におけるPCM及びSPAで作成した音楽の活用	学校教育における音楽の授業で、PCM(パソコンミュージック)及びSPA(スライPCMアニメーション)で作成した音楽を活用する。	特定非営利活動法人 パソコンを弾く研究会・播州企業組合 パソコンミュージック・相生万葉の譜(申請中)	文部科学省
0830210	小学校教諭と中学校教諭の相互交流	教育職員免許法第3条第1項、第2項、同法第4条第1項～第6項、同法第16条第5第1項	教育職員は、学校種等によりそれぞれ求められる専門性を異にしていることから、各相当の教員免許状を有する者でなければならぬとされています。ただし、その例外として、専門性の高い教科指導の推進という観点から、所有している免許状の教科に相当する教科について小学校で教えることができます。	C D-1		教育職員は、学校の種類等によってそれぞれ必要な専門性が異なるため、それぞれの学校の種類ごとの免許を有していることが必要です。したがって、小学校の免許状所有者が中学校で教えることは、各教科の専門性を身につけるために大学で修得する単位数が小学校免許取得と中学校免許取得で大きく異なるため困難であると考えますが、中学校の免許状所有者については、専門性の高い教科指導の推進という観点から、所有する免許状の教科に相当する教科を小学校で教えることが現行制度においても可能となっています。					例えば、1人の教員が小学校免許と中学校免許をもつこととすれば、提案の実現は可能か。						10591020	小学校教諭と中学校教諭の相互交流	教育職員免許法の特例により、中学校教諭が小学校で、小学校教諭が中学校で教育にあたることを可能とする。	神奈川県 小田原市	文部科学省
0830220	特区学校法人、NPO法人学校における教員資格の弾力化	教育職員免許法第3条第1項、第2項、同法第5条第1項、第5項	全ての教育職員は教員免許状を有する者でなければならぬとされています。その例外として、教員免許を有しないが優れた知識経験や技能を有する社会人等は、特別免許状制度や特別非常勤制度を活用することにより、任用することが可能となっています。また、構造改革特別区域法第19条により、市町村教育委員会が特別免許状を授与すること、特別措置2.25により、NPO法人が不登校児童生徒等の特別なニーズに対応した教育を行うための学校を設置し、教員配置を弾力化する必要がある場合には、1人の教諭等が複数の学年の児童生徒からなる学級の担任となることが可能となっています。	C		我が国の学校の教育職員となるためには、その資質を養成するために必要な科目等を大学で履修し、教員免許状を有することを原則としているため、ご提案にあるような者を教育職員として任用することは困難です。一方で、教員免許状を有しないが優れた知識経験や技能を有する社会人等は、特別免許状制度や特別非常勤講師制度などを活用することにより、任用することが可能です。また、構造改革特別区域法第19条により、市町村教育委員会が特別免許状を授与すること、特別措置2.25により、NPO法人が不登校児童生徒等の特別なニーズに対応した教育を行うための学校を設置し、教員配置を弾力化する必要がある場合には、1人の教諭等が複数の学年の児童生徒からなる学級の担任となることが可能となっています。										11991010	特区学校法人、NPO法人学校における教員資格の弾力化	教育職員免許法第5条の5項に、「私立学校において、理事会および保護者代表の承認があった者」を加える。また、構造改革特別区域法第19条に規定する学校設置非営利法人が設置する私立学校については、教育職員免許法第3条に次を加える。「保護者代表を含む理事会の承認があった者」を、文部科学省の定める免許状の増幅にかかわらず、教育上支障がないと認め、必要な知見等を有していると思われる限りにおいて、教育職員とすることができる。ただし、文部科学省の定める免許状を有するものが、最低名はいることとする。あるいは、免許状を有する者の数は、生徒数に応じ、地方公共団体の長が別途定めるものによることとする。」	NPO法人 シュタイナールいづみの学校	文部科学省	
0830230	教員免許の更新義務化	教育職員免許法第9条	教員資格である普通免許状は、全ての都道府県において効力を有する終身有効の免許状となっています。特定の地域においてのみ免許状の更新を義務化することは、資格制度上馴染まないものです。一方で、現在、中央教育審議会においては、教員免許更新制の導入に向けて検討を進めており、本年中に答申を得たうえで、速やかに制度改正を行うこととしています。	C		教員資格である普通免許状は、全ての都道府県において効力を有する終身有効の免許状となっています。特定の地域においてのみ免許状の更新を義務化することは、資格制度上馴染まないものです。一方で、現在、中央教育審議会においては、教員免許更新制の導入に向けて検討を進めており、本年中に答申を得たうえで、速やかに制度改正を行うこととしています。	提案内容を実現する方向で検討していると解してよいか。		C				措置の概要においても言及しているとおり、現在、中央教育審議会において教員免許更新制の導入に向けた検討が進められており、導入の可否も含めた検討がなされているところであります。				12541010	教員免許の更新義務化	教員免許の更新を義務化し、強化する。5年ごとに、一定の講座を受講し、その理解度を試験で図る。さらに、民間企業などでの社会体験を義務づける。	日本ニュービジネス協議会連合会(社) 21世紀ニュービジネス協議会	文部科学省
0830240	市費負担特別非常勤講師の任用及び教科担任の容認	-	-	D-1	-	ご提案は、貴市が費用を負担して雇用する方に、主として授業を受け持たせたことのご要望かと思われませんが、市費負担で非常勤職員を任用することは現行制度でも可能であり、また、特別免許状授与制度を活用することにより、要望内容は、実現可能であると思われまます。ぜひ一度詳しい計画内容などについてご相談ください。											12681010	市費負担特別非常勤講師の任用及び教科担任の容認	市教育委員会により市費負担の特別非常勤講師を任用し、授業の指導者として当たれるようにする。	愛媛県松山市	文部科学省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見	「措置の内容」の見	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	提案主体	制度の所管・関係官庁			
0830250	小学校設置基準、中学校設置基準の適用緩和	小学校設置基準第5条、第6条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、中学校設置基準第5条、第6条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条	学校設置基準は弾力的かつ大綱的な規定となっている。	D-1		小学校設置基準並びに中学校設置基準は、多様な学校の設置を促進し、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、必要最低限の基準とするとともに、地域の実情等に応じ、弾力的かつ大綱的な運用を可能とする規定となっております。 従って、小学校設置基準、中学校設置基準の規定の弾力的な運用は、教育上、安全上支障がない限り、当該小・中学校を設置する市町村教育委員会に委ねられています。また、小学校と中学校の児童生徒の交流授業は例えば「総合的な学習の時間」等を中心に現在も行われており、現行制度においても提案の趣旨は実現可能と思われず、なお、よろしければ、設置基準のどの部分について緩和が必要であるとお考えか、ご相談いただきたく存じます。ご連絡をお待ちしております。	右の提案主体からの意見について回答されたい。 また、例えば、総合的な学習の時間のほか、遠足や運動会などの学校行事や、802(構造改革特別区域研究開発学校設置事業)を活用することなどにより、特定の科目について、小学生が中学校の学習内容を学んだり、中学生が小学校の学習内容を学んだりすることは可能なのではないかと、	この特区提案では、小学生が学級単位で中学校に行き、通年又は学期単位で、特定科目を中学校教諭から授業を受ける場合、中学生が学級単位で小学校に行き、通年又は学期単位で、小学校教諭から授業を受ける場合、小学生と中学生が混合で、通年又は学期単位で学級を編成する場合、を想定しています。 については、教員資格上認められないこととして、 <具体的な緩和措置の内容> 上記、のような学級編成を行う場合、小学校設置基準第5条、中学校設置基準第5条の適用除外が必要と考えています。 校舎面積、運動場面積については、例えば、生徒数240人、校舎面積1,800㎡、運動場面積3,600㎡の中学校設置基準値の中学校に、児童40人が新たに加わる場合、必要な校舎面積は2,040㎡、運動場面積は4,000㎡となり、基準を満たさな(ながら、)中学校の設置基準に児童数を含めなくてよいとの解釈が可能でしょうか。また、児童数を人数に含めるとした場合においても、「特別の事情があるとき」と解することが可能でしょうか。これが可能でない場合において、中学校設置基準第8条第1項の緩和が必要と考えています。 次に、において人数に含めなかった場合、児童数と生徒数を合算とした場合に、について、例えば、小学校6年生20人が、中学校1年生20人と合同で、通年又は学期単位で学級を編成し、小学校にて授業を実施する場合、小学校設置基準値以内の、児童数460人、校舎面積2,700㎡、運動場面積4,800㎡の小学校に、新たに生徒20人が加わる場合、小学校設置基準値には、いずれも基準値を満たすが、中学校設置基準で計算すると、必要な校舎面積は3,240㎡、運動場面積は6,000㎡となり、基準を満たさない。また、例えば、児童数480人、校舎面積2,700㎡、運動場面積4,800㎡の小学校設置基準値の小学校に新たに生徒20人が加わる場合、小学校設置基準と中学校設置基準の両方の基準を満たさなくなる。どちらの場合においても、「特別の事情があるとき」と解することが可能でしょうか。可能でない場合においては、小学校設置基準第8条第1項、中学校設置基準第8条第1項の緩和が必要と考えています。	D-1	特定の科目について、小学生が中学校で授業を受けることや小学生と中学生が混合で授業を受ける場合には、設置基準上の学級編成や校舎等の面積の基準を改めて考慮する必要があるなく、そうした授業を行うことは現行制度上実現可能です。 また、総合的な学習の時間のほか、遠足や運動会などの学校行事を小学生、中学生合同で実施することや、構造改革特別区域研究開発学校設置事業の活用などにより、特定の科目について、小学生が中学校の学習内容を学んだり、中学生が小学校の学習内容を学んだりすることは可能です。						10591010	小学校設置基準、中学校設置基準の適用緩和	小学校と中学校と児童と生徒からなる交流学級の編成、小学校教諭と中学校教諭が合同しての授業の実施に際して、小学校設置基準、中学校設置基準の適用を緩和する。	神奈川県 小田原市	文部科学省				
0830260	通信制中学の入学制限の撤廃	中学校通信教育規定第2条	中学校の通信教育を受けることのできる者は、昭和二十一年三月三十一日以前の専修小学校卒業生及び国民学校初等科修了者に限る。	C		通信制中学校に関する規定は、戦後、義務教育が9年間に延長されたことに伴い、戦前の義務教育修了者の中で、新学制における中学校を修了したいという意向を持つ方を対象に、その学習を容易にするために規定されているものです。学齢児童生徒を対象に教育を行う場合は、児童生徒が心身の発達段階に応じた対面指導を通じた教育を受け、教育課程を修了するとともに豊かな社会性や人間性を身に付けることが重要です。従って、義務教育段階において、通信制課程を前提とした学校教育を実施することはできません。 また、不登校の中学生が自宅においてIT等を活用して行った学習活動を指導要録上の出席扱いとすることも現行制度上可能となっておりますが、この制度は、上記の趣旨からも、あくまで不登校であることによる学習の遅れなどが学校復帰や進路選択の妨げになっている場合があるという実態を踏まえた措置であって、学校への復帰を目指すことを前提とした取組であり、仮に、本制度の安易な活用によりかえって不登校状態を助長することとなるのであれば、それは望ましくないものと考えています。このような観点からも、義務教育段階において、登校を前提としない形態を原則として認めることは適切ではないと考えます。	右の提案主体からの意見について回答されたい。	通信教育においても、対面の教育をまったく行わないわけではなく、通信制高校においてもそうであるように、一定の面接授業は実施するのであるから、「学齢児童生徒を対象に教育を行う場合は、児童生徒が心身の発達段階に応じた対面指導を通じた教育を受け、教育課程を修了するとともに豊かな社会性や人間性を身に付けることが重要です。従って、義務教育段階において、通信制課程を前提とした学校教育を実施することはできません。」とあるが、自宅での学習を出席として扱えるのであれば、通信制中学校を当然認められるのではないかと、 また、「通信の方法による教育を基本とし、児童生徒が学校に行く回数極めて少ない教育形態を採用することは適切でないと考えております。」とあるが、米国では、ホームスクールを選択している子どもが200万人を超え、アメリカ・イギリスなどでは正規の教育と認められるなど、先進国ではホームスクールは一定の評価が確立している。ホームスクールを選択する理由は、近くに学校がないなどの理由だけでなく、積極的にホームスクールを選択する場合も多く、その場合には通信による教育を併用しているケースも多い。しかし、SATとならば大学進学標準テスト(ACT)でも、「学校」で学んで来た生徒たちより得点を上げていることが明らかになるなど、なんら支障がないと立証されているように、わが国において適切でないと考える科学的根拠を示し願いたい。 憲法上は学校教育によらない私教育やホームスクールも認められるという解釈(「学校教育における親の権利」196199頁(国立教育研究所長 結城忠著 海鳴社 1994年発行))が成立しようだが、その場合に、国として教育の質を保障する制度として通信教育による方法が有効と考えるが、そのような場合でも、適切でないと考えるのかお答え願いたい。											12161010	通信制中学の入学制限の撤廃	不登校の中学生が自宅においてIT等を活用して行った学習活動を指導要録上の出席扱いとすることは、学校への復帰を目指すことを前提としたものであり、通信制中学校を認める趣旨ではございません。このため、その際の要件として、学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合であること、訪問等による対面指導が適切に行われていることなどを求めています。一人の人間として、また社会の一員として必要な社会性や人間性を身に付けるためには、義務教育段階における対面指導は非常に重要な要素であり、対面指導ではない通信の方法による教育を基本とする教育形態を採用することは適切でないと考えております。 なお、ホームスクールについては各国によってその扱いも様々であり、一律に論じることが困難ですが、我が国では、学校教育法において、義務教育は、小学校、中学校又は盲・聾・養護学校において行うこととされ、ホームスクール等は認められておりません。この背景には、義務教育段階においては、児童生徒の発達段階に応じた対面指導や集団による教育活動が不可欠であるとの認識があるものと考えております。	学校教育法、第百五条、中学校は、当分の間、専修小学校卒業生及び国民学校初等科修了者に対して、通信による教育を行うことができる。及び、中学校通信教育規程、第二条「中学校の通信教育を受けることのできる者は、昭和二十一年三月三十一日以前の専修小学校卒業生及び国民学校初等科修了者に限る。」の撤廃 独立した通信制中学校の設置を通信制高校の設置基準に準じて認可する	学校法人 八洲学園	文部科学省
0830270	学校教育法に定める「養護学校」の名称に関する特例設定	学校教育法第17条第7条	現在、養護学校を小学校と称することを禁止した規定はありません。しかし、学校教育法上の学校の範囲を第1条において、小学校、中学校、高等学校、専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の10種類とし、正規の学校としての法的地位を創設的に確認するとともに学校教育法その他の法令で規定される一定の水準を充足することが要求されています。	C		小学校と養護学校は設置の目的を異にしており、その目的に応じて学校種別が明確に定義付けられている以上、養護学校を小学校と称することは不適切であり、社会的に誤解や混乱を生じることが予測されると考えています。 なお、ご提案いただいた趣旨を達成するため、必ずしも小学校という名称を使用する必要はないと考えます。例えば千葉県立の高等部単独専攻の知的障害養護学校は、養護学校高等部という名称を用いず、高等学園という名称を使用しています。 つまり、学校教育法第1条に規定されている学校の名称を使用しなければ学校設置者の責任において名称変更は可能である訳ですから、ご提案いただいた趣旨は板橋区の条例等の改正で十分達成できるものと考えます。											12401010	学校教育法に定める「養護学校」の名称に関する特例設定	学校教育法の養護学校としての枠組みを保持しつつ、養護学校以外の名称として「小学校」の名称を使用できる。	東京都板橋区	文部科学省			

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見	「措置の内容」の見	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	提案主体	制度の所管・関係官庁
0830280	幼稚園免許及び保育士資格簡易一元化構想	教育職員免許法第5条第1項	教員には、教科や児童生徒等に関する高い専門的知識や豊かな教養などが求められることから、その養成は原則として、大学において行うこととしております。ただし、その例外的な措置として、教員資格認定試験の受験により教員免許を取得することも可能です。	C		教員には、教科や児童生徒等に関する高い専門的知識や豊かな教養などが求められることから、その養成は原則として、大学において行うこととしております。ただし、その例外的な措置として、教員資格認定試験の受験により教員免許を取得することも可能です。	貴省回答によれば、「保育士として一定の職経験を有する者に対して幼稚園教諭免許状を取得しやすくするため…幼稚園教員資格認定試験を実施」していることであるが、その際、保育士・幼稚園教諭の専門性については共通している部分があると考えられることから、その試験において当該共通部分については簡素化の観点から試験の対象とはならないものと解してよいか。		C		御質問のとおりです。幼稚園教員資格認定試験においては、保育士養成段階に修得済みの内容について試験を課していません。						10101010	幼稚園免許及び保育士資格簡易一元化構想	幼稚園免許及び保育士資格を持っている場合、幼保一元化に向けて、他方の免許が資格を1週間程度の簡易な研修を受けると、取得できるようにする。	株式会社チャイルドハート	文部科学省 厚生労働省
0830290	幼稚園と保育所制度の一元化	学校教育法等全般、文部科学省令	幼稚園は学校教育法に基づき学校であり、保育所は児童福祉法に基づき児童福祉施設である。	C		「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年4月27日閣議決定)において検討することとされた就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設については、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において、平成18年度の制度施行に向け、平成16年度中に基本的な考えをとりまとめた上で、平成17年度に試行事業を先行実施するなど様々な準備を行っているところであり、現在、基本的な考え方について検討中です。したがって、ご提案の趣旨については、総合施設の検討の中で併せて検討されることとなります。	貴省回答によれば、「平成16年度中に基本的な考えをとりまとめた上で、平成17年度に試行事業を先行実施するなど様々な準備を行っているところ、とのことであるが、事業の実施状況及び具体的な制度設計の検討状況について明らかにした上で、結論はいつごろとりまとめる予定なのか、また本格実施の時期はいつ頃からを予定しているのか、今後のスケジュール及び方向性について具体的に示されたい。		C		「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、平成16年度中に基本的な考え方をとりまとめた上で、平成17年度に試行事業を先行実施し、平成18年度から本格実施を行うこととしております。文部科学省・厚生労働省においては、中央教育審議会幼児教育部会と社会保険審議会児童部会の合同の検討会議を設置して検討を進め、12月24日に総合施設の基本的なあり方について報告書が取りまとめました。また、文部科学省・厚生労働省においては、平成17年度に、全国において試行事業を実施しているところです。今後のスケジュールについては、これらの試行事業の結果も踏まえた上で、具体的な制度設計を行い、平成18年度から本格実施することとしております。					11801010	幼稚園と保育所制度の一元化	現行の幼稚園・保育所制度の再構築	東京都港区	文部科学省 厚生労働省	
0830300	学校の就業年数の撤廃	学校教育法第19条、第37条、第46条	小学校の就業年数は、六年とする。中学校の就業年数は、三年とする。高等学校の就業年数は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、三年以上とする。	E		ご提案の義務教育の修業年限の撤廃については、義務教育の期間は全国で、すべての国民に対し、共通であることに意義があり、地域の特性に応じた地域的要素は考えにくいこと、地域間移動の取扱いの問題などから、一部地域のみ特別の取扱いを認める特区制度を適用することは馴染むものではないと考えられます。一方、高等学校の就業年限の撤廃についても、特区を実施するに当たっての前提となる地域の特性が想定されないことから、特区制度の適用に馴染むものではないと考えられます。また、本件は、我が国の学校教育制度に大きな影響を与えることから、我が国の公教育の枠組みにかかる問題として、生徒の全人格的成長や大学入学後における大学生活への円滑な適応等の点も勘案し、国民的な議論により中長期的な観点から検討されるべき事柄であるため、全国規模の規制改革のご要望としても、直ちに結論を得ることが困難な問題と考えます。なお、特定の分野において特に優れた資質を有すると認められる者については、高等学校から大学への飛び入学が認められていますので、ご提案の趣旨の実現に当たっては、この制度を活用することなども併せてご検討いただければと思います。	義務教育を修了していることが前提の高校段階において、提案を実現する方向で検討できないか回答されたい。		E		高等学校の就業年限の撤廃についても、その見直しは国民的な議論により中長期的な観点から検討されるべき事柄であることから、慎重な検討が必要です。また、平成9年度から導入された飛び入学制度についても、徐々に事例が増えつつあるものの、全国的な広がりを有する段階には未だ至っていない状況であり、その推移も見ながら検討することが必要です。なお、特定の分野において特に優れた資質を有すると認められる者については、高等学校から大学への飛び入学が認められていますので、ご提案の趣旨の実現に当たっては、この制度を活用することなども併せてご検討いただければと思います。また、現在、飛び入学制度については、その実施状況や課題等の調査及びその解決策についての検討を開始しているところです。					12751010	学校の就業年数の撤廃	小学校、中学校及び高校における就業年数を撤廃し、一定のレベルに達した児童・生徒は飛び級、及び卒業が可能とする。	日本ニュービジネス協議会連合会(社)21世紀ニュービジネス協議会	文部科学省	
0830310	高等学校飛び級卒業	学校教育法第46条	高等学校の就業年数は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、三年以上とする。	E		ご提案の高等学校飛び級卒業については、特区を実施するに当たっての前提となる地域の特性が想定されないことから、特区制度の適用に馴染むものではないと考えられます。また、本件は、我が国の学校教育制度に大きな影響を与えることから、我が国の公教育の枠組みにかかる問題として、生徒の全人格的成長や大学入学後における大学生活への円滑な適応等の点も勘案し、国民的な議論により中長期的な観点から検討されるべき事柄であるため、全国規模の規制改革のご要望としても、直ちに結論を得ることが困難な問題と考えます。例えば、大学への早期入学については、平成9年度から飛び入学制度が導入されているところですが、この取組についても、徐々に事例が増えつつあるものの、全国的な広がりを有する段階には未だ至っておらず、こうした観点からも、ご提案の内容について結論を得る余地が整っていないものと考えます。したがって、ご提案をそのまま実現することは困難と考えますが、ご提案の趣旨の実現に当たっては、前述の大学への飛び入学に関する制度を活用することなども併せてご検討いただければと思います。	義務教育を修了していることが前提の高校段階において、提案を実現する方向で検討できないか回答されたい。		E		高等学校段階における飛び級卒業についても、就業年限の見直しは国民的な議論により中長期的な観点から検討されるべき事柄であることから、慎重な検討が必要です。また、平成9年度から導入された飛び入学制度についても、徐々に事例が増えつつあるものの、全国的な広がりを有する段階には未だ至っていない状況であり、その推移も見ながら検討することが必要です。なお、特定の分野において特に優れた資質を有すると認められる者については、高等学校から大学への飛び入学が認められていますので、ご提案の趣旨の実現に当たっては、この制度を活用することなども併せてご検討いただければと思います。また、現在、飛び入学制度については、その実施状況や課題等の調査及びその解決策についての検討を開始しているところです。					13161010	高等学校飛び級卒業	高等学校を3年以内での卒業を可能にすること	株式会社アットマック・ラーニング	文部科学省	

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制の特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	提案主体	制度の所管・関係官庁
0830320	居住外国人子弟に係る大学受験資格の緩和	学校教育法第56条第1項	学校教育法第56条第1項は、大学に入学することができる者として、高等学校又は中等教育学校を卒業した者等又は「文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者」と規定し、その詳細については学校教育法施行規則第69条各号に定められている(ただし、居住外国人の子弟が、インターネットを活用して外国の高等学校の履修を終えた場合については、各号には列記されていない)。	D-1		学校教育法施行規則第69条第1項第6号において、各大学における個別の入学資格審査による大学入学資格を認めていることから、現在でも「居住外国人子弟がインターネットの活用により外国の高等学校の履修を終えた場合」に大学への入学資格が認められるという取扱になっていますので、具体的構想について一度ご相談ください。						10801030	居住外国人子弟に係る大学受験資格の緩和	居住外国人子弟が、インターネットの活用による外国の高等学校の履修を終えた場合、わが国の高等学校を卒業したものとみなす	株式会社イースト・インターナショナル、日本ニュービジネス協議会連合会	文部科学省	
0830330	学校設置会社の拡大	学校教育法第2条第1項	学校は、国、地方公共団体又は学校法人が設置することができる。ただし、特区においては、一定の要件の下、株式会社又はNPO法人も学校を設置することができる。	C		学校の経営には、継続性・安定性が求められるため、契約に基づく個人等の集まりに止まる組合ではなく、一個の法人格を有した組織体が責任をもって学校の設置・運営を行うことが求められます。したがって、特区であってもLLPが学校を設置することは困難であると言わざるを得ないものと考えます。 一方で、文部科学省では、様々な主体による学校設置を容易にする観点から、学校法人を設立するために通常必要となる要件を特区において緩和(校地・校舎の自己所有要件の緩和)し、また、一定の条件の下、特区において株式会社も学校を設置することも可能としています。 このように、ご提案のMOT大学院大学の設置に関しても様々な方途が考えられますので、お考えになっている具体的な設置構想について、是非一度文部科学省にご相談していただければと思います。ご連絡をお待ちしております。	株式会社やNPO法人について認められていることと同様に、セーフティーネットなど学校の継続性・安定性を確保するための代替措置を講じた上で、LLPについても学校設置が認められないか回答された。	公教育を担う学校教育においては、学校の設置主体に公共性、継続性、安定性を担保することが求められるため、教育基本法第6条において、「国、地方公共団体の外、法律に定める法人のみ」に限定して学校を設置できることとされており、法人格を有しない組合による学校の設置は、認められておりません。 また、LLPについては、株式会社と異なり取締役会や監事職などの設置も義務付けられないこと、業務執行の意思決定について原則として取締役会の同意で決定する必要がほとんど、許認可事業を行うにあたって組合として許認可を取得するのではなく、許認可を有する者がわざわざ集まって共同事業をする旨の手続きを行うことなどから、事業執行について機動性、柔軟性がなく、LLPが学校を設置するにあたっては解決しがたい課題が多いといわざるを得ません。 なお、既に特区において、事業の継続性・安定性などの面で懸念があるものの、一定の条件の下で株式会社で学校を設置することが認められており、LLPによる設置でなければならない具体的な理由が明確でないと考えます。	右の提案主体からの意見について回答された。	LLPは、今国会でもその意義が強調され、今後わが国における事業主体として期待されるものである。それなのに、法人格がないからという理由で学校経営主体としての継続性、安定性を問題にされるのは、LLPの目的意義を理解されていないと言わざるを得ません。LLPを含めるべく前向きにご検討下さい。	既に回答しているとおり、公教育を担う学校教育においては、教育基本法において、「法律に定める法人のみ」に限定して学校を設置できることとされており、法人格を有しない組合による学校の設置は認められておりません。 更に、LLPは、営利事業のための組合契約で、組合員の責任の限度を出資の価格とするものに関する制度を確立することにより、法人や個人が連携して行う共同事業の発展を図ることを目的とされており、また、目的としている事業の成功により解散するものとされている等、事業主体としての継続性、安定性が認められず、学校を設置するにあたっては解決しがたい課題が多いといわざるを得ません。	10761010	学校設置会社の範囲の拡大	株式会社にも認められている大学院大学に設置を、LLPにも認める	ニュービジネス研究所、日本ニュービジネス協議会連合会	文部科学省	
0830340	学校教育法第2条、第4条(特定非営利活動法人による大学院設置規制及びインターネット大学院大学の設置規制)	学校教育法第2条、第4条(特定非営利活動法人による大学院設置規制及びインターネット大学院大学の設置規制)	不登校児童等を対象として特別の需要に応じた教育を行う場合に、特定非営利活動法人による学校を設置することができる。	C		現在、特区においては、不登校状態にある子ども等を対象とした教育に一定の実績のあるNPO法人について学校の設置が認められています。これは、不登校など教育上特別の指導が必要な児童生徒を対象とする教育を行うフリースクール等の活動により、NPO法人は通常の学校教育では必ずしも十分な取組が行き届いていない分野の教育活動について社会的に一定程度評価された実績があり、法人制度としてはやはり学校教育の補完的役割が期待できることから、特区において学校の設置が特に認められているものであります。このような観点から見ると、NPO法人による大学教育については、通常の学校教育の補完的役割を担うことが期待される分野で、社会的に一定程度評価された実績があるとまで言うことは現状では困難なのではないかと考えます。したがって、ご提案の要望事項をそのまま実現することは困難と言わざるを得ません。しかしながら、文部科学省では、様々な主体による学校設置を容易にする観点から、学校法人を設立するために通常必要となる要件を特区において緩和(校地・校舎の自己所有要件の緩和)し、また、一定の条件の下、特区において株式会社も専門職大学院大学を設置することも可能としています。このように、ご提案の専門職大学院大学の設置に関しても様々な方途が考えられますので、お考えになっている具体的な設置構想について、是非一度文部科学省にご相談いただければと思います。ご連絡をお待ちしております。	右の提案主体からの意見について回答された。	(1) 憲法第89条では、「公の支配に属しない」教育の事業に対し、公金を支出してはならないこととされています。このため、私学助成を受けようとする組織として設けられた学校法人の制度においては、法令の規定に基づき、「公の支配」に属せしめるための様々な規制の仕組みが設けられています。 一方、市民による自由な非営利活動を推進する観点から、簡単に法人格を取得できる仕組みとして設けられたNPO法人の制度は、その設置要件や管理運営体制等の中で、学校法人に比べ、より高い自由度を確保されますが、反面、「公の支配」に属せしめるための規制の仕組みは欠点となるので、NPO法に対し、私学助成を行うことは、憲法第89条との関係から問題が生じます。 なお、特区におけるNPO法人による学校設置の特例は、元来、NPO法人のままで、学校法人のような規制を受けずに、学校を設置したいという要望に応じたものであり、このようなNPO法人が、様々な規制を受ける学校法人と同様の私学助成を受けられないとしても、憲法という法の下の平等の趣旨に反することにはならないと考えます。 (2) 学校教育法102条に例外があつて、個人立、宗教法人立、一部公益法人は当然の間学校法人であることを要しないとなっている。5年以内すべてが学校法人に転換していれば念のためならばNPO法人も特区で5年の猶予で転換の手続きをすればよいのでは無いでしょうか。また、学校法人の転換に整合性があれば転換可能であるけれども別法人では整合性がないので、資産等の要件の緩和が必要で特区により解決できるのではないかと。また、学校法人という非営利法人ならば、NPO法人も内部総会が承認であり、国府庁長官認定なので、文部科学省認定NPO法人ならば問題は無いと思われる。これを特区で解決できるのではないかと。 (3) 学校法人の倒産(救済国際大学・不良債権数十億円の発注が転送)が現実問題化しており、事業再生については業種の違う株式会社(例: 本報)がNPO法人とNPO法人との整合性はあるのか? 事業の継続性・安定性は果たしてあるのか? 株式会社も資本金の撤廃で円法人も可能であり、貸借対照表の資産1億円も可能という事になる。資産の概念自体が破綻している。学間に営利活動を認め、非営利活動を求めるのは本来転向である。教育にお金がつかないという事が経営努力であるにもかかわらず、この財政厳しい折、一律補助金で成り立った学校法人などは廃止すべき代物である。NPO法人が不安定及び継続性が無いと言ふならば、弊団会は1円の出発料も頂けませんし、ゼロ人の学生でも今後、解散も廃止もいたしません。なお、この件につきましては国民の審判を問うために各方面に情報公開しております。 (4) 学校教育法第2条の国立大学は存在せず、独立行政法人になり、地方自治体の公立大学も外部団体化し、公営民営で株式会社の一部委託されている。昨今の学校法人は倒産という事で、異業種の株式会社が継続に名乗りを上げている。既に第2条は形骸化しており、NPO法人では無理というほうが、おかしい。そもそも教育は「物」の費きにあらず、その「働き」の費きなり。公共と「物」いながら納税者を無視した、天下り学校法人への一方的再入力は私利私欲以外のなものでも無い。既に形骸化し、学校法人の倒産に当たり対しては、NPO法人も認めていくべきである。ご提案の専門職大学院の領域については、学校法人等により多様な教育の提供がなされてきており、学生等の幅広いニーズに十分対応していることができるものと考えられます。このようなことから、NPO法人による学校設置を、専門職大学院について認めることは困難です。 なお、特区においては、校地・校舎の自己所有を要しない特例により、学校法人を設立しやす(する仕組みも設けてあります)ので、この特例の活用に関しては、ご気軽に相談ください。	右の提案主体からの意見について回答された。	NPO法人はすでに3万団体になろうとしています。学校法人のように数百団体とは訳が違う。いづれ民主主義は多数の論理に従うであろうから、学校教育法の学校法人だけではすまな(なるであろう。公益法人改訂が叫ばれているが、法人ごとの差別は法の下の平等や職業選択の自由を奪うことであり、憲法違反である。今からガイドラインを作らねば、零か百かという論争になるのは必定。米国においても州の力が強く、大学についても州に管理されている。また、認定団体は民間の団体がチェックする構造です。しかし、州により学校の設置が自由になっているため詐欺のような団体もある。日本も現在、米国からの圧力から学校設置は自由になることは目に見えている。NPO法人がダメでなく、学校法人がすべて良いのではない、インターネットの普及から大学自体は世界からの競争にさらされている。いままら、参入規制しても外国の大学は自分のパソコン上に毎日宣伝をしき来している訳です。別に面白みのない日本の学校(勉強しない大学生など)より、そちらの方がメリットがある。外資系といわれる企業は大学の働き悪しう。大学院などの専門課程を重視し、実力を認めます。そのような時代に日本で教育機関を独立に認めても意味の無い議論です。ガイドラインを特区で作ることが必要であり、チェック機能がいづれ民間に移る場合、いかがわしい団体も偽装して認められる事態になるでしょう。そのような事態になるのは意外と早く来るでしょうから、まずは特区で実験される事をお勧めします。排除される側の事をもっと考えれば、戦いになるだけです。	10191010	学校教育法第2条、第4条(特定非営利活動法人による大学院設置規制及びインターネット大学院大学の設置規制)	撤廃が可能ならば撤廃。無理ならば緩和措置が事業を他国で行う。	特定非営利活動法人 NPO 法人、国際キャリア支援協会	文部科学省		

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、内容の見	措置の内容の見	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類、内容の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	提案主体	制度の所管・関係官庁
0830350	教員の最低必要数の引き下げ	大学通信教育設置基準(昭和56年文部省令第33号)第9条別表第1	最低限必要な専任教員の人数については、学部の種類や収容定員に応じ教育研究上必要な一定数が定められています。また、大学通信教育設置基準においては、収容定員が8000人未満の場合には収容定員8000人として取り扱うことが定められています。	C	学生が充実した学習を行うことができるためには、当該大学における教育研究の中心となる、その職務に相当程度専念する専任教員を確保することが必要であると考へております。すなわち、大学が学術の中心としてふさわしい教育研究を行うために、必要最低限を求められる授業を行うために、設置基準において必要な専任教員数を定めているものであり、これを下回る専任教員数では十分な高等教育を行うことができないと考へております。 大学通信教育設置基準における最低限の専任教員数は、通学を主として授業を行う大学を対象とした「大学設置基準」と同様の考へのもと算出されており、こうした基準は大学が通学によって授業を行っているか、通学を主として授業を行っているかにかかわらず、また、学生が何人か入籍しているかにかかわらず、学術の中心として大学が機能し、教育の質を確保しているために、大学の学部としての基幹的な教職組織を整備する観点から、必要なものであると考へており、これを表現するものではありません。 なお、「大学通信教育設置基準」では、印刷教材による授業、放送授業、メディアを利用した授業等を主として行うという特性に対応するよう観点から、特に制定されたものであり、専任教員数については、「大学設置基準」に比べて大幅に多い(収容定員8000人まで最低限の基準を適用している)ものです。また、専任教員は、他の大学の専任教員ではなく、当該大学の教育研究に支障のない形であれば従事し、したがって他に就業する旨をあらかじめこの要件に該当する限り、専任教員となることが可能です。 このように、ご提案のインターネット大学の設置についても、こうした専任教員の考へ方が適用されます。その他ご指摘のされるものもあるかと考へますので、上記に述べた観点も何卒ご勘案いただき、具体的な設置計画を文部科学省までご相談いただければと思います。	人数が少ない場合であっても最低限の教員数が必要であることについては理解するが、その必要数の理由及び根拠を示されたい。	C	本基準における最低限必要な専任教員数は、大学が学術の中心としてふさわしい教育研究を行うために、その職務に相当程度専念する専任教員を確保することにより、専攻分野を教育・研究するに必要な規模内容を有する基本組織を当該大学に備えさせる趣旨から定められたものです(学校教育法第52条、大学設置基準第3条等)。具体的には、大学全体の一般教育や学部の専門教育について、主要な科目を専任教員に担当させる観点から、必要専任教員数が算定されています。 例えば、工学関係の学部に必要な21名は、人文科学・社会科学・自然科学といった一般教育に関する科目、外国語科目、保健体育科目、基礎教育に関する科目及び専門教育について大学教育にふさわしい体系的・高度な専門性を勘案して設定される基幹的な科目を想定して算出されたものであり、大学においては中核となる教育研究を担う人材を、こうした体系的・高度な専門性に対応して確保することが必要であると考へております。また、この基準の適用については、大学関係者を中心とする専門家、産業界の有識者などの参画を得た、大学設置・学校法人審議会において判断しており、妥当性を有しているものとして考へております。							10531010	教員の最低必要数の引き下げ	個人	文部科学省			
0830360	学校法人による社会福祉法人への出資可能化	なし	学校法人による社会福祉法人への資金の出資については、一般的な規制は設けられておりません。なお、私立学校については、各学校法人がその公共性、社会的責任を十分に自覚して、自主的に健全な経営を行っていることが期待されています。学校法人が有している資産は、学校法人が設置する学校の教育活動を支える大切な資産ですので、出資に当たっては、このような観点や学校教育との関連性を十分踏まえた上で、理事会等の学校法人の定める適正な手続を経て対応することが求められます。出資にあたっては、所轄庁である都道府県によくご相談いただきたいと思います。	E													10181010	学校法人による社会福祉法人への出資可能化	幼稚園を運営する学校法人が、法人の財産を、高齢者福祉施設を設立しようとする法人に出資することを可能にする。	学校法人 個人 学術 園 子 園 園	文部科学省
0830370	私学助成制度の適用範囲の変更	憲法第89条	公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならないとされている。	C及UE	特区において学校の設置主体として認められる株式会社やNPO法人に対する補助金交付については、憲法第89条の問題があり困難であると考えます。 憲法では、その内容にかかわらず、「公の支配」に属しない教育の事業に対し、公金を支出することを禁じています。こうした、憲法の定めるルールに従って、国からの助成を行うため、私学助成を受ける学校法人の設置する学校に対しては、学校教育法、私立学校法、私立学校振興助成法の3つの法律により、「公の支配」に属するようにするために様々な規制がかけられています。私学助成は、これら3法の規定により、はじめて憲法上も可能となっているのです。 株式会社を学校の設置主体とする特例措置は、これら3法により学校法人が受けている様々な規制を受けずに学校を設置したいという要望を受けて設けられたものであり、助成措置の対象とするために、「公の支配」に属せしめるよう規制を課すことになれば、特例制度を設けた趣旨に反してしまいます。 なお、株式会社の学校参入については、株式会社を学校の設置主体とする特例措置のほか、株式会社などが学校法人を容易に設立できるように、必要な要件を緩和する特例制度が別途設けられています。仮に、国からの助成がなければ学校教育を行えないという事情があるのであれば、このような制度を活用し、他の学校法人と同等の条件下で国からの助成を受けることが適当であると考えられます。 また、ご提案は学校法人に対する従来の私学助成(財政措置)の拡大を求めるものであり、規制の特例措置を求めるのではなく、「従来型の財政措置は講じない」とする特区の基本方針にも反すると考えられます。	特区において設置された学校の児童生徒が安心して学校に通えるようにするために行政としてどのように支援するかという観点から検討すべき課題であり、そのためそのような要件が必要かということも含めて、「イコールフットingを実現するためにどうすればいいか」という観点から検討し回答されたい。	C及UE	憲法89条で定められたルールにしたがって国からの助成を行うため、学校法人の設置する学校に対しては、学校教育法、私立学校法、私立学校振興助成法の3つの法律により、さまざまな規制がかけられています。 株式会社を学校の設置主体とする特例措置は、株式会社から、これら3法により学校法人が受けている規制を受けずに学校を設置したいという要望を受けて設けられたものであり、助成措置の対象とするために、学校法人と同様の規制を株式会社に対して及ぼすとすれば、特例制度を設けた趣旨に反してしまうこととなります。 また、株式会社も、さまざまな規制がかけられた学校法人を創って学校教育を行う場合には、他の学校法人と同様に、国からの助成を受けられることになっています。このように中核で、学校設置の株式会社だけが、学校法人が受けるのと同様の規制を受けなくても、国からの助成を受けられるということになれば、むしろ、他の学校法人や、学校法人を創って学校教育を行うとする法人等とのイコールフットingが図れないことになってしまいます。 このため、「学校」運営を行いたい、国からの助成を受けなければ、児童が安心して通学を確保できないということが事情としてあるのであれば、学校法人化を容易にするために別途設けられた特例制度も適宜活用して、学校法人を設立することにより学校を設置し、国からの助成の対象となることが適当であると考えられます。これが、憲法89条で定められたルールにも特例制度の趣旨にも、イコールフットingという観点にも合致するということをご理解いただきたいと思います。 なお、ご提案は学校法人に対する従来の私学助成(財政措置)の拡大を求めるものであり、規制の特例措置を求めるのではなく、「従来型の財政措置は講じない」とする特区の基本方針にも反すると考えられます。							11931020	私学助成制度の適用範囲の変更	株式会社設置による学校も含め、健全な競争原理が働く(よう私学助成金の適用範囲を変更します)。	株式会社 アット マー ク ラ ー ニ ン グ	文部科学省		
0830380	校地校舎の自己所有を要しない中学校の設置の承認	構造改革特別区域法第12条第2項「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業」	構造改革特区においては、学校経営の安定性・継続性が認められ、校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業の要件を求める必要がない。	D-2		「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業」(820特区)は中学校についても対象となっておりますので、ご提案は、現行の特区の特例により対応が可能です。											12981010	単位制・総合学科・通信制中学校設置(中高一貫教育)	省令「中学校設置基準」の「第三章 施設及び設備」の部分における規制を緩和し、校舎自己所有でなくとも中学校を設置できるような希望する。	株式会社 アット マー ク ラ ー ニ ン グ	文部科学省